



●◇◆ 石狩市自治基本条例 前文 ●◇◆

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、 10.5% シリネリーン5% 先人が営々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、 安心して活動できるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと念願しています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として 尊重 される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、 管鎖に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちのあり方を選択し、実践する中で、皆主的かつ皆律的に進められ なければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの 取り組みを土台として、「話留によるまちづくりをさらに確認たるものとするため、この条例を制定します。





石狩市は、これまでも長い歴史の中で、たくさんの人たちが関わって まちづくりを進めてきたけれど、近ごろ石狩市(自治体)を取り巻く環 境はめまぐるしく変化してきているよね。

だから、この機会に、あらためて石狩市のこれからのまちづくりの進 め方を地域全体で確認しようというのが、この条例を制定する一番大き な理由なんだよ。

石狩市を取り巻く環境の 🤓 化

■地方分権の進展 国が持っていた権限やお金を都道府県 自分たちのまちを 良くしていくために必要 や市町村に移して、地域のことはそれ それの地域で決めるようにすることを な決まりごとや役割分担 「地方分権」といいます。これからは 自分たちの地域のことを、これまで以 を明らかにする 上に自分たちできちんと考え、責任を 持って決めなければなりません。 ■地域課題の多様化・複雑化 必要なサービスは、その人の置かれて 市役所はもちろん、 いる状況によってさまざまで、年々複 市民・企業・団体なども 雑になってきています。すべての人が 満足できるようなサービスを行政が提 協働していろいろな課題 供することはむずかしいので、サービ に取り組む スの優先順位や内容をみんなで考えた り、市民や企業、団体なども地域の課 領に目を向けていく必要があります。 ||3市村合併 平成17年10月に、旧石狩市・厚田 市民みんなが心を 村・浜益村が合併して新しい石狩市が ひとつにできるような 誕生しました。 共通の目標やまちづくり それぞれの地域には古くからの歴史や のルールを決める 地域性がありますので、今後のまちづ くりについて、ひとつにまとまって考 えていくことになります。



まちを良くするために、市民や企業、議会や市役所がいろんなことを やっているよね。

自治基本条例というのは、みんなが同じ目的を持って、助け合いなが らまちを良くしていくための基本になるルールを決めたもので、「まちの 憲法」とも言われているんだ。

もっとはっきり言えば、これからの石狩市が目指そうとするまちの姿 や、まちづくりを進めるために市民や企業、議会や市役所が守る約束ご となどを決めているんだよ。

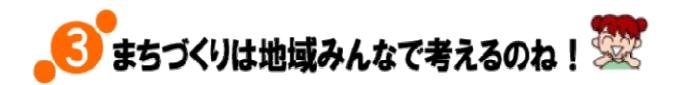
こんな石狩をめざそう! みんなが これまでの歴史や しっかり自立して、 文化を大切にして、 いきいきと しっかりと子どもたちに 引き継いでいかんとな! 暮らしたいよな! 石狩·厦田·浜益。 それぞれの特色を 平和で安全に安心 生かしたまちづくりも して暮らしていける 必要ね! まちがいいよね!



■みんながまちづくりの主役として平等であることを確認します ■一人ひとりが自分のできることを考えて、積極的にまちづくりに取り組んでいきます ■市民と市が情報を共有して、しっかりとした協働の関係をつくっていきます

まちづくりの基本原則

協働	市民が主役となり、市民と市、市民同士の恊働で進めます
情報共有	まちづくり活動の背景や目的を共有し、透明性を高め共感を広げます
持続可能性の確保	未来の市民への責任を自覚し、将来も持続できるまちづくりを進めます





まちはひとつの共同体だから、まちを良くするためには、市役所や議 会はもちろんだけれど、市民や団体、企業など、地域のみんながまちの ことを考えて、行動することが大事だよね。

もし、それぞれが自分勝手なことを言って、パラバラに動いていては、 決して良いまちはつくれないから、これからのまちづくりは、それぞれ の役割をみんなで確認しあって取り組んでいくことが必要なんだよ。









『協働』というのは、市民・議会・市役所などが、まちをより良くす るために、役割を分担しながらお互いに足りないところを補って協力し 合うことを言うんだ。

例えば、子どもの安全なんかは、親や地域、学校や市役所など、みん なが協力し合って取り組んでいかないといけない課題のひとつじゃない かな。それぞれが自分の役割を果たすのは基本だけど、それだけでは解 決しない問題も地域にはたくさんあるよね。

だから、これからのまちづくりは、この『協働』という考え方を基本 に進めていくことが大切なんだ。



地域に目を向ける

地域でどんなことをやっているのか。地域にはどんな課題や問題があるのか。 まずは情報を手に入れるところからはじめてみませんか?

広報いしかりやバンフレット、 市のホームページを見てみましょう

養会や審議会を傍聴してみましょう

インターネットで調べてみましょう http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/

タウンミーティングや 講座・講習などで話を聞いてみましょう

市に意見を届ける

まちをもっと良くしていくためにみなさんが考えた 意見は、いろいろな方法で市政に反映することが できます。みなさんの声をぜひ市政へ!

パブリックコメントに意見を出しましょう http://www.cityishikorihokkoidojp/pubic_comment.html

審議会等の委員に応募してみましょう

市民会議やワークショップに参加してみましょう

協働の考え方

子どもの安全や防災 などのさまざまな課 題や問題は、それぞ れが役割を分担し、 補いながら解決して いきます。 それが『協働』です。





まちを良くするためにみなさん自身ができることはたくさんあります。 みなさんも積極的に活動してみませんか?

町内会や自治会の活動に参加してみる

地域のボランティア活動に参加してみる (相談先:石狩市社会福祉協議会 Tel 72-8181)

さまざまな市民活動に参加してみる (子どもの健全育成、環境保全、まちづくりなど)

興味のある活動を自分で立ち上げる



企画経済部企画課 Tel 0133-72-3161

石狩市自治基本条例

《前文は表紙に記載》

第1章 総

(目的)

この条例は、石狩市のまちづくりに関する基 第1条 本理念及び原則を示すとともに、まちづくり に関する市民の権利と責務、市議会及び執行 機関の責務並びに市政運営の諸原則を定める ことにより、市民自治によるまちづくりを実 現することを目的とする。

(定義)

- この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。 第2条
 - (1) 住民 石狩市に居住する個人及び石狩市に主 たる事務所を置く法人をいう
 - (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。 ア 住民 イ 石狩
 - 石狩市内で就業、就学その他の継続的な活 動を行う者
 - ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は 団体
 - (3) 石狩市 自治体としての石狩市をいう。
 - (4) 市 石狩市の議会及び執行機関をいう
 - (5) まちづくり 市民が心豊かに、活力にあふれ、 健やかに活動することができる石狩市を実現 するために求められる公共的な活動をいう。
 - (6) 協働 複数の主体が、まちづくりに関する共 通の目標を達成するため、それぞれの役割を 果たしながら、相互に補完し、協力すること をいう。
 - (7) 地域コミュニティ組織 石狩市内の一定の地 域を活動範囲として、その地域の関心事、課 顧等を解決するために活動する市民組織をい ŋ

(条例の位置付け)

- この条例は、石狩市のまちづくりに関する最 第3条 高規範であり、市及び市民は、この条例の趣 旨を最大限に尊重しなければならない。
 - 2 市は、条例の制定、計画の策定その他の市政運 営に当たっては、 この条例の内容との整合を図 らなければならない。

(まちづくりの基本原則)

- 第4条 石狩市のまちづくりは、市民が主役であると の共通認識のもと、市民及び市又は市民同士 の協働により進めることを基本とする。
 - 2 石狩市のまちづくりは、市民及び市がまちづく りに関する情報を共有しながら進めることを 基本とする。
 - 石狩市のまちづくりは、未来の市民への責任を 3 自覚し、持続可能性を確保しながら進めること を基本とする。

第2章 市 民

(市民の権利)

- 第5条 市民は、主体的かつ平等にまちづくりに参加 することができる,
 - 市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に 2 関する説明を求めることができる。
- 市民は、石狩市内において、安全で安心して生 3 活し、又は活動する環境を求めることができる。 (市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体として、その役割を 自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働 によるまちづくりに参加するよう努めるもの とする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、 自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

- 議会は、石狩市の意思決定機関であり、執行機 第7条 関の市政運営を監視し、及びけん制する役割を 果たす。
 - 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進する ため、広く市民の声を聴く機会を設けるなど、 市民の意思を把握し、政策の形成に反映させる ものとする。
 - 3 議会は、議事機関としての責務を常に自覚し、 将来に向けたまちづくりの展望を持って活動し なければならない。
 - 議会は、会議の公開を原則とし、市民との情報 4 の共有化を図るため、積極的に情報を提供する よう努めなければならない。
 - 議会は、議会の活性化を推進するため、自ら不 断の議会改革に努めなければならない。
- (議員の青務)
- 第8条 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、誠 実に職務を遂行しなければならない。
 - 議員は、まちづくりに関する調査研究を積極的 2 に行い、政策提言の充実に努めなければならな
 - 3 議員は、まちづくりについての自らの考えを市 民に明らかにし、議会活動を推進することによ り政治責任を果たすよう努めなければならない。
 - 議員は、議会が言論の府であることを十分に認 4 識し、討議の活性化に努めなければならない。
- (議会事務局)
- 第9条 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事 務局機能の充実に努めるものとする。

第4章 執行機関及び職員

(市長の責務)

- 第10条 市長は、石狩市の代表者として、住民の信託に 応えるとともに、執行機関及び市内の公共的団 体等がこの条例の趣旨を体現しながらそれぞ れの役割を果たすことができるよう、必要な総 合調整を適切に行わなければならない。
 - 2 市長は、就任に当たり、この条例の越旨にのっ とり職務を遂行することを、公の場において表 明しなければならない。

(執行機関の責務)

- 第11条 執行機関は、公正に、誠実に、かつ、透明性の 向上が図られるよう市政を執行しなければな らたい
 - 執行機関は、市民の意見を積極的に把握し、市 2 政に適切に反映させるよう努めなければならな
 - 執行機関は、市政に関する情報を市民に分かり 3 やすく提供しなければならない。

(市職員の責務)

- 第12条 市職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚 し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ能率 的に職務を遂行しなければならない。
 - 市職員は、市民との協働に積極的に取り組まな ければならない。
 - 3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努 めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければ tester.

第5章 行政運営の原則

(市政運営の原則)

- 市政は、石狩市の実情を十分踏まえつつ、自 主的、自律的かつ総合的なまちづくりに寄与 するように運営されなければならない。 第13条
 - 市は、前項の趣旨にのっとり、まちづくりに必 2 要となる条例等の制定改廃及び法令の解釈を 適切に行わなければならない。

(情報公開)

第14条 市は、市政に関する情報を、市民の請求に応 じ、又は自ら積極的に市民に提供するための 措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人情報の適正な収集及び管理並びに 適切な開示、訂正及び利用停止を行うための 措置を講じなければならない。

(総合計画)

- 第16衆 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本 構想及びこれを実現するための計画(以下これらを総称 して「総合計画」という。)を策定するものとする。
 - 前項の基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経な 2 ければならない
 - この条例の理念にのっとり策定されるとと 総合計画は、 3 市民意識又は社会経済情勢等の変化に応じて、 切に見直さなければならない
 - 4 執行機関は、総合計画との整合性を確保しながら、施策 を実施しなければならない

(行政改革)

- 第17条 市長は、最少の経費で最大の市民福祉を図る ため、不断の行政改革に取り組まなければな らない。
 - 市長は、行政改革の目標及びそれを実現するた 2 めの施策の大綱を定めた計画を策定するもの とする。
- (行政評価)
- 第18条 執行機関は、実施する施策について、客観的 かつ効率的な評価を行わなければならない。
 - 執行機関は、前項の評価結果を踏まえ、その実 2 施する施策について必要な見直しを行うもの とする。
- (財政運営)
- 第19条 市長は、市の財政状況に関する情報を、市民 に分かりやすく提供しなければならない。
 - 市長は、財源及び財産の効果的かつ効率的な活 2 用を図らなければならない。
 - 市長は、健全な財政運営を確保するための計画 3 を策定するものとする。

(組織編成)

- 第20条 市の組織は、市民に分かりやすく、簡素で 効率的かつ機能的にその目的を達成できるよ う編成されなければならない。
 - 市の組織は、適切に連携、情報交換等を行い 2 総合的に活動の効果を上げるよう運営されな ければならない。

(職員育成)

市長は、専門的な知識、技能及び高い倫理観 第21条 を有し、市政の課題への的確な対応能力を備 えた職員を育成するため、必要な措置を講じ なければならない。

(行政手続)

第22条 執行機関は、市政運営における公平性の確保 と透明性の向上を図り、市民及び利害関係者 の権利利益を保護するため、処分、届出、行 政指導等に関して、共通する事項を定めなけ ればならない。

(危機管理)

第23条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等 から守るため、市民意識の啓発に努めるとと もに、総合的な危機管理を図るために必要な 措置を講じなければならない。

第6章 協働によるまちづくりの推進 (協働によるまちづくりの推進)

- 第24条 協働によるまちづくりに参加するものは、参加 する市民の自主性及び各主体の特性を尊重す るとともに、互いが対等な関係にあることに配 慮するものとする。
 - 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に 2 創出するよう努めなければならない
- 市は、まちづくりを目的として主体的に活動す 3 る市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、 必要な支援を行うことができる。 (行政活動への市民参加の推進)

- 第25条 執行機関は、施策の立案、実施及び評価の各過 程において、適切な市民参加の機会が確保され るよう必要な措置を講じなければならない。
 - 2 執行機関は、市政の重要事項又は市民の関心の 高い事項について、その決定前に市民の意見を 聴く機会を設け、提出された意見を真摯に検討 するための措置を講じなければならない
 - 執行機関は、審議会等に市民の多様な意見を反 映するため、委員の公募、男女比率への配慮そ の他の必要な措置を講じるものとする。

(地域コミュニティ組織)

第26条 住民は、協働によるまちづくりを進める上で地 域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、そ の活動に自主的に参加、協力するよう努めるも のとする。

(住民投票)

- 第27条 市は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす などの事由により、住民の意思を直接確認した 上で決定すべきと判断した事案については、別 に条例を定め、住民投票を実施するものとする。
 - 市長及び議員は、住民投票の結果を最大限尊重 2 しなければならない。
 - 投票資格その他住民投票の実施について必要な з. 事項は、その都度別に条例で定める。

第7章 他の自治体等との連携協力 (市外の人々等との連携)

- 市民及び市は、必要に応じて、市民以外の個人 第28条 法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石 狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう 配慮するものとする。
- (他の自治体等との協力)
- 第29条 石狩市は、他の市町村との連携及び協力関係の 構築に努め、共通する課題の解決を図るものと する。
 - 石狩市は、国及び北海道に対し、役割分担の もと対等の関係でまちづくりを進める立場か ら、石狩市のまちづくりに必要な協力を求め、 及び必要な施策の提案等を行うものとする。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

市は、5年を超えない期間ごとにこの条例が社 第30条 会情勢の変化等に適合したものかどうかにつ いて検討を行い、その結果に基づいて必要な見 直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。 (石狩市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)
- 2 石狩市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和) 26年条例第4号)の一部を次のように改正す 6。(以下略) (平成25年条例第1号)
- 融 則
 - この条例は、平成25年4月1日から施行する。



平成 25年(2013年) 4月 石狩市 企画経済部 企画課 TEL 0133-72-3161/FAX 0133-72-3540 E-mail kikaku @ city.ishikari.hokkaido.jp URL http://www.city.ishikari.hokkaido.jp